

武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、クラウドファンディングを活用して事業に要する資金を調達する市民活動団体に対して、武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民活動団体に自立的な資金調達を促すとともに、武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）における市民活動団体の活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して、不特定かつ多数の者から資金を調達する仕組みをいう。
- (2) クラウドファンディング事業者 クラウドファンディングに係るウェブサイトを運営し、資金調達を行う者と出資者とを仲介するサービスを行う事業者（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人に限る。）をいう。
- (3) クラウドファンディング利用手数料 クラウドファンディングによる資金の調達が成立した場合に資金の調達を行う者がクラウドファンディング事業者に対して支払う手数料をいう。
- (4) 市民活動団体 次に掲げる要件の全てに該当する団体をいう。
 - ア 市内に事務所その他の活動の拠点を有し、又はその代表者が市内に住所を有し、かつ、主たる活動を市内において実施していること。
 - イ 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組んでいると認められること。
 - ウ 定款、会則その他の規約を有すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市民活動団体であって、クラウドファンディングを活用して補助対象事業（補助対象者が行う事業であって、不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であると市長が認めるものをいう。以下同じ。）に要する資金を調達するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その事業の内容が次の各号のいずれかに該当すると市長が認める市民活動団体は、補助対象者としなない。

- (1) 公序良俗に反するもの

- (2) 特定の政党の利害に関するもの
- (3) 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動に関するもの
- (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するもの
- (5) 武蔵野市の他の助成金等の交付を受けるもの
- (6) 武蔵野市暴力団排除条例（平成24年9月武蔵野市条例第24号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条3号の暴力団関係者と関わりのあるもの

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象事業に要する資金を調達することを目的として、次の各号のいずれにも該当するクラウドファンディングを活用した場合におけるクラウドファンディング利用手数料とする。

- (1) クラウドファンディング事業者であって、法人設立後2年以上を経過しているものが運営するウェブサイトを利用するもの
- (2) クラウドファンディング事業者であって、補助対象者が第7条の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする日前1年間における資金調達の成立実績が10件以上あるものが運営するウェブサイトを利用するもの
- (3) 資金調達を行う者が、あらかじめ設定した目標金額以上の資金を調達することができた場合にのみ成立する方式で行われるもの

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は、含まないものとする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は10万円のいずれか低い額を上限として、予算の範囲内で市長が認める額とする。

（補助金の交付の制限）

第6条 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、同一の会計年度内に1回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、クラウドファンディングによる資金募集を開始する日の前日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）

- (2) 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) クラウドファンディング利用手数料が確認できる書類
- (5) 定款、会則、規約その他の団体の性格及び活動内容が確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該審査の結果、補助金を交付することを決定したときは武蔵野市補助金等交付規則（昭和52年10月武蔵野市規則第25号）第7条第1項に規定する武蔵野市指令書により、交付しないことを決定したときは武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に際して、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の実施期間）

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業について、当該交付決定を受けた日の属する会計年度内に完了しなければならない。

（補助対象事業の変更等）

第10条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止するときは、武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金変更等承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。この場合において、クラウドファンディングを活用して調達した資金の額が、交付決定者があらかじめ設定した目標金額を超えたことによる補助対象経費の増額の申請は、できないものとする。

2 市長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、補助対象事業の内容の変更又は中止を承認するときは武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金変更等承認通知書（第6号様式）により、承認しないときは武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金変更等不承認通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日後30日以内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付請求書（第

8号様式)

(2) 武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金実績報告書（第9号様式）

(3) 収支決算書（第10号様式）

(4) クラウドファンディング事業者と締結した契約書等の写し

(5) クラウドファンディング事業者のウェブサイトの補助対象事業に係る掲載ページを印刷したもの

(6) クラウドファンディング利用手数料の支払済額を証明する領収書等の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し、補助金の返還等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業を実施しなかったとき。

(3) 補助対象事業の内容が交付申請の内容と著しく異なるとき。

(4) 第10条第1項の規定による承認を受けずに補助対象事業を変更して実施したとき。

(5) 交付決定の日の属する会計年度内に補助対象事業が完了しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、武蔵野市クラウドファンディング活用促進事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（調査等）

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助金の使途に関する必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年11月25日から施行する。